

令和8年4月28日

中央教育審議会 初等中等教育分科会
教員員養成部会 部会長
秋田喜代美 殿

日本道德教育学会
会長 貝塚茂樹

「道德の理論及び指導法」に関する要望書

平素よりわが国の教育政策の発展にご尽力いただき、深く敬意を表します。

中央教育審議会（第13期）初等中等教育分科会教員養成部会教職課程・免許・大学院課程ワーキンググループ小学校作業部会及び中学校・高等学校作業部会において、令和8年4月23日に「小学校作業部会報告」「中学校・高等学校作業部会報告」が公表されました。

わが国の道德教育に関する研究と教育の充実に取り組んできた学術団体として、現在進められているこの教員養成の見直しは、多様な強み専門性を有する教員の養成を目指した改革であると認識しております。その上で、平成27年の「特別の教科 道德」が新設されて以来、「考え、議論する」道德の実現に向けて、道德教育の一層の充実についての議論を重ねてきた本学会としては、今回の「小学校作業部会報告」「中学校・高等学校作業部会報告」の内容について再検討をお願いしたい点がございます。

つきましては、令和8年4月26日に開催しました日本道德教育学会令和8年度第1回理事会の決議を経て、再検討をお願いしたい内容を本要望書として提出いたします。委員の皆様にも本学会の以下の要望についてご確認いただき、再検討をお願いいたします。

記

- 1 中学校の「道德の理論及び指導法」は2単位の修得を維持すること。
- 2 小学校における見直し（案）において、「「道德の理論及び指導法」は、現行の一種免許状に定める2単位の修得を基本としながら、他の事項と組み合わせた柔軟な実施が可能となるよう、引き続き検討する」という点についても、あくまで現行の2単位の修得の維持を前提として検討を進めること。

（理由）

教育基本法第1条には「教育は、人格の完成を目指し」とあり、人格の完成を目指す教育の中で、道德教育はその中心となるものであるといえます。また、教育基本法第2条に掲げられている教育の目標は道德教育の目標と大きく重なります。さらに、日本型学校教育は知・徳・体を一体で育む全人教育であるといえます。それゆえ、「特別の教科 道德」（以下、道德科）を要としながら、学校の教育活動全体を通じて行われる道德教育の充実、学校教育の大きな課題です。「道德の理論及び指導法」においては、道德科の指導法の修得だけでなく、各教科等における道德教育の充実を目指した、学校における道德教育の意義や実践を理解することが不可欠です。「道德の理論及び指導法」が1単位では、このような道德教育と道德科の関係や位置付け、具体的取組について十分な学修を行うことができないことが

危惧されます。また、そもそも教職課程コアカリキュラムで定められている内容を1単位で修得することは不可能であり、教科として教科書を使用し、児童生徒にとって魅力的な授業の指導や適切な評価を行える教員の資質・能力を育成することは極めて困難です。

道徳科の指導法に視野を限定しても、次期学習指導要領改訂に向けた議論では「考え、議論する道徳」の実装がキーワードになっており、従来以上に多様な指導法の修得が必要となります。文部科学省が実施した『令和3年度 道徳教育実施状況調査』では、教科化によって道徳教育に対する教員の意識が高まり、道徳科の授業時間数も十分に確保して実施されるなどの成果が見られる一方で、「道徳教育にさらなる充実のために特に課題となっていること」として、多くの教育委員会が「教師の指導力」を挙げており（都道府県 74.5%、政令指定都市 80.0%、市区町村 60.2%）、教員の指導力向上が求められている現状があります。この点で、小学校では2単位を維持してくださったことに感謝申し上げます。一方、中学校においても道徳教育や道徳科は、すべての教員が指導を行います。さらに、思春期にある中学生は、自らの人生を模索する時期であり、生き方について考える道徳教育や道徳科の教員の指導力の向上は重要です。しかし、「道徳の理論及び指導法」が1単位では、こうした教育現場の現状に応じることができなくなるばかりか、本調査で示された教科化によって生じた成果を後退させることにもなりかねません。

また、小学校は2単位と示されているなか、中学校が1単位では不均衡が生じます。学習指導要領上、道徳教育や道徳科の目標と内容は小・中学校で一貫しており、同じ時数の比重で設定されているにもかかわらず、ややもすれば、中学校は小学校より道徳科の指導を軽く扱うことができるというメッセージとして受け止められてしまう不安もあります。より強み専門性の必要性が増すと考えられる中学校であるからこそ、教壇に立つすべての教員が着実に道徳教育や道徳科の指導法を修得し、自らの強み専門性を活かした道徳教育や道徳科の指導をすることが望まれます。また、小学校と中学校で単位数が異なると、小・中学校での共通開設を可能とする根拠を失います。

小学校作業部会報告の見直し案「4」で示されている「他の事項と組み合わせた柔軟な実施」に関しては、かえって各教科や領域が持つ固有の役割が希薄化し、道徳科においてもその「特別の教科」としての特質が発揮されない事態を招きます。そして、学習指導要領に示された「道徳科を要としながら、学校の教育活動全体を通じて行う」道徳教育が児童生徒にとって不十分な学びとなってしまいう可能性を懸念します。「道徳の理論及び指導法」と総合的な学習の時間や特別活動等の指導法は、組み合わせて実施するのではなく、それぞれにおいて特質や固有の役割を学んだ上で、学校としてそれらの連携を図り、教育課程を編成していく力を身につけることができるようにすることが重要です。

以上の観点から、教職課程において「道徳の理論及び指導法」の2単位の修得の維持と、他の事項と組み合わせた柔軟な実施についての検討を強く要望いたします。

以上